◇**農業災害補償法の一部を改正する法律**（法律第七四号）（農林水産省）

1　題名の改正

法律の題名を「農業保険法」とすることとした。（題名関係）

2　目的の改正

この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故による損失を補塡する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動等による農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　農業経営収入保険事業の創設

㈠　農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とすることとした。（第一七五条第二項関係）

(1)　被保険者の農業収入の減少について、保険金を交付する事業

(2)　保険金の支払が見込まれる被保険者に対し、その見込額の範囲内で、農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業

㈡　農業経営収入保険の保険資格者は、農業を営み、かつ、青色申告書を提出する個人又は法人とすることとした。ただし、農業共済事業その他の農業収入の減少を補塡する事業を利用する者は該当しないこととした。（第一七六条関係）

㈢　全国を区域とする農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）は、農業経営収入保険事業を行うことができることとした。（第一七五条第一項）

㈣　全国連合会は、被保険者の農業収入金額が保険限度額に達しないときに、その差額に、保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額を保険金として支払うこととした。（第一八一条関係）

㈤　農業経営収入保険の保険関係には、積立金を積み立て、農業収入金額が補塡限度額に達しないときに特約補塡金を受け取る特約をすることができることとし、当該特約補塡金の四分の一は当該積立金を、四分の三は㈦の交付金をもって充てることとした。（第一八二条関係）

㈥　全国連合会の役職員等は、農業経営収入保険に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第一八九条関係）

㈦　国庫は、保険料の二分の一に相当する金額を負担するとともに、全国連合会に対し、㈤の特約補塡金に充てるための交付金を交付することとした。（第一六条及び第一八条関係）

㈧　政府は、全国連合会が負う保険責任を再保険することとした。（第二〇四条関係）

㈨　その他保険関係に関する規定等を整備することとした。

4　農業共済事業の見直し

㈠　農作物共済の当然加入制を廃止することとした。（旧第一六条及び第一〇四条関係）

㈡　家畜共済を死亡廃用共済及び疾病傷害共済に分離することとした。（第九七条第二項関係）

㈢　各共済事業の共済掛金率は、危険段階ごとに定めることとした。（第一三七条第一項等関係）

㈣　各共済事業、政府の再保険事業等の運営の細目に関し、政省令に委任するための規定を整備することとした。

㈤　一定年間共済金の支払を受けない組合員等に対する共済掛金の一部払戻しを廃止することとした。（旧第一〇二条関係）

5　農業共済団体

㈠　全国連合会等

(1)　農業共済組合連合会の区域は都道府県又は全国の区域、特定組合の区域は一又は二以上の都道府県の区域とすることとした。（第五条関係）

(2)　全国連合会の組合員資格者は、特定組合及び都道府県を区域とする農業共済組合連合会のほか、㈡(4)の共済事業の共済資格者とすることとした。（第二〇条第三項～第五項関係）

㈡　特定合併及び事業譲渡

(1)　全国連合会は、特定組合等と合併できることとした。（第九一条関係）

(2)　農業共済組合は、共済事業を全国連合会に譲渡することができることとした。（第九四条第一項及び第二項関係）

(3)　農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、合併の推進等に努めることとした。（第九五条関係）

(4)　全国連合会は、(1)の合併をした特定組合等の区域に相当する区域における共済事業等を行うことができることとした。（第一〇〇条関係）

6　監督

農業共済組合に対する検査は、都道府県知事の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要があると認める場合には、農林水産大臣及び都道府県知事が行うこととした。（第二二四条関係）

7　附則

㈠　所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこととした。

㈡　政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律による改正後の農業保険法の施行状況等を勘案し、農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとした。（附則第一四条関係）

㈢　この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第七五号）（内閣府本府）

1　携帯電話インターネット接続役務の定義の変更（第二条第七項関係）

この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、専ら携帯電話端末等（その一端が携帯電話端末又はＰＨＳ端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備であって、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧することができるものをいう。以下同じ。）からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいうこととした。

2　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務（第一三条関係）

㈠　携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約（既契約の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。２及び３において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならないこととした。

㈡　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、㈠により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないこととした。

㈢　携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が㈡による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならないこととした。

3　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務（第一四条関係）

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならないこととした。

㈠　携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨

㈡　青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第四の青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容